

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和21年2月15日から同年3月31日までの期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月22日から20年4月1日まで
② 昭和19年9月22日から24年9月までの期間のうち戦時加算該当期間2年6か月
③ 昭和27年から32年まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、昭和19年3月28日から同年9月22日までの期間及び20年4月1日から24年9月21日までの期間の記録がある旨の回答をもらった。しかしながら、A汽船(株)には19年3月から24年6月まで継続して勤務していたはずであるので、申立期間①が欠落していることに納得できない。

また、同時に、昭和19年3月28日から同年9月22日までの6か月が船員保険の戦時加算期間となっているとの回答を受けた。しかし、10数年前にB県で戦時加算の期間が3年ある旨の証明書もらったことを覚えているので、申立期間②の中で残り2年6か月の戦時加算期間があるはずである。

さらに、(株)C組D班(現在は、(株)D工務店)で勤務していた申立期間③について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会をしたところ、同班は厚生年金保険の適用事業所となっていない旨の回答を受けた。しかし、健康保険被保険者証をもらっていたので、厚生年金保険に加入していないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、乗船していたA汽船(株)が所有するE丸を下船した後、終戦後「F」に乗船するまでの間、同社の従業員寮で調理員(予備船員)として勤務しており、その間、G大空襲(昭和20年5月29日)で寮が焼けたことを申し立てていること及び申立人の同僚がG大空襲で同社の寮が焼け

たことを記憶していることから、申立人が期間は特定できないものの同社に勤務していたことは推認できるが、申立期間①に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は昭和 19 年 9 月 22 日に船員保険の被保険者資格を喪失後、20 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得しているが、予備船員が船員保険の適用対象となったのが同年 4 月 1 日であったこと及び同年 4 月 1 日から船員保険記録のある同僚の 1 人が 19 年 10 月に同社に就職後、申立人と同じ調理員（予備船員）として勤務していたと供述していることを踏まえると、申立人が申立期間①において予備船員であったため、船員保険の適用を受けていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間①に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 船員保険戦時加算が適用される期間は、昭和 16 年 12 月 8 日から 21 年 3 月 31 日までの期間とされている。

これに対し、申立人は、同人の戦時加算が適用されている昭和 19 年 3 月 28 日から同年 9 月 22 日までの 6 か月を除く、同年 9 月 22 日から 24 年 9 月までの期間中の 2 年 6 か月について戦時加算が適用されていない旨申し立てているが、申立期間①の判断理由のとおり、申立人は、申立期間①当時（昭和 19 年 9 月 22 日から 20 年 4 月 1 日までの期間）、従業員寮で調理員として勤務していたことが推認できることから、当該期間は戦時加算の対象外期間であると判断される。

また、上記のとおり、昭和 21 年 4 月から 24 年 9 月までの期間については、船員保険戦時加算が適用されていない期間であることから、適用の可能性のある期間は、20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までであることが確認できる。

一方、昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までの期間については、申立人が、「終戦後マッカーサーの命令で引き揚げ船「F」に乗船するまで、従業員寮で調理員として勤務していた。「F」に乗船したのは終戦後約 6 か月経過した時期であり、寒い季節であった。1 か月の講習を受けた後、H からの引揚げに従事した。「F」には 1 年半程度乗船して下船した。」と供述しており、当該供述内容は、引揚船に乗っていた者でなければ知りえない事項であり、信憑性^{びよう}が高いと考えられること及び「戦時加算該当船舶名簿」により「F」が 21 年 1 月 6 日から同年 3 月 31 日まで戦時加算該当船舶であったことが確認できることから、申立人が 21 年 2 月

15日から同年3月31日まで同船に乗って引揚げ業務に従事していたことが推認できる。

さらに、申立人がA汽船（株）における船員保険の被保険者となっているにも関わらず、同社に所属していない「F」に乗船していたとする申立人の供述は、旧I学校生徒第35期が編集した資料、元J大学教授が執筆した資料の記述により裏付けられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和21年2月15日から同年3月31日までの期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

- 3 申立人が、申立期間③当時、(株)C組D班で勤務していた事実を確認できる資料が無く、また、事業主、同僚の供述が得られないが、申立人は、その当時、(株)C組K出張所の所長の運転手として勤務し、その用務が無いときは資材の購入のためトラックを運転していたと主張しており、その業務内容から判断して、申立人は日雇い労働者として雇用されていたものと考えられる。

また、建設業の事業所が厚生年金保険の強制適用事業所となったのは昭和28年9月1日からであり、その当時の厚生省通知により、厚生年金保険の適用対象者は「事務所従業員及び建設現場の元請、下請業者雇用の基幹要員」である常用的従業員にとどめることとされていること、及び(株)D工務店の元事業主から「会社組織にする前は、C組の管理下にあり、健康保険はL国民健康保険組合に加入していた。常用者はその第1種被保険者であり、厚生年金保険の被保険者となったが、日雇い者は第2種被保険者であり、厚生年金保険の被保険者とならなかった。」と供述しており、申立人は日雇い者として雇用されていたため、厚生年金保険被保険者となっていなかったと判断するのが妥当である。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年12月まで
地域の自治会長に勧められ昭和36年4月ころ国民年金に加入した。

申立期間当時は美容室を経営していたので大変忙しく、国民年金保険料は市役所の出張所で毎年度一括納付してきたが、申立期間について国民年金被保険者資格が喪失したことになっているのは納付できない。国民年金をやめる理由は無く、資格喪失の手続をした記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者台帳及び市の被保険者名簿では、申立人は昭和37年10月4日に国民年金被保険者資格を喪失し、42年1月31日に同資格を再取得した記録があることから、申立期間当時、申立人は国民年金の被保険者資格を喪失したとして取り扱い、申立人が国民年金保険料の納付を行うことができなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金をやめる理由は無く、資格喪失手続をした記憶も無いと主張しているが、申立人は婚姻し、夫は厚生年金保険に加入していたことから、申立人は任意加入対象者として記録管理されていたものと考えられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 22 年 1 月 15 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、両申立期間について、加入していた事実が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、A工業（株）（現在は、B（株）。以下同じ。）で勤務した期間の一部である。同社に昭和 19 年 4 月 1 日に入社し、20 年 12 月 15 日まで継続して勤務していたので、納得できない。

申立期間②については、C製作所で勤務した期間の一部である。同社で勤務を開始したのは昭和 22 年 1 月 15 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日が入社日から 4 か月も後の同年 5 月 1 日となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B（株）から提出された在籍記録により、申立人が昭和 19 年 5 月 19 日から A 工業（株）に勤務していたことが確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が「無線機の検査業務に従事していた。」と供述していること、社会保険事務所が保管する A 工業（株）の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号索引票により申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主が申立人を労働者年金保険法上の被保険者の要件である労働者として取り扱わず、厚生年金保険法により同年 6 月 1 日に被保険者資格を取得することになった一般職員として取り扱い、被保険者資格の取得を行ったことがうかがえる。

さらに、昭和19年6月1日から同年9月30日までは厚生年金保険法施行に係る事務手続の準備期間であったため、保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入しないこととされていたことから、同年10月1日が同法施行上の被保険者資格取得日になることが確認できる。

- 2 申立期間②については、入社日を特定できないものの、申立人がC製作所で勤務していたことが、複数の同僚の供述から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む8人が昭和22年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、一方、申立人が「私と同じ日に入社した者はいない。」と主張し、8人のうちの1人である申立人の同僚が「私は申立人より前から勤務していた。」と供述していることから、当該事業所においては、入社後試用期間を設けていたほか、複数の者をまとめて厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行っていたことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各々の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 5 日から 31 年 3 月 22 日まで
社会保険事務所で申立期間の厚生年金保険の加入記録について調べてもらったところ、脱退手当金を支給済みである旨の回答があったが、脱退手当金を請求したり、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、社会保険庁が管理するオンライン記録によると、申立期間に係る A 工業株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 3 か月後の昭和 35 年 6 月 7 日に支給決定されていることが確認でき、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

一方、申立人は、「脱退手当金を請求したり、受給した記憶が無い。」と主張しているが、B 府 C 市在住当時、同事業所の所在地を管轄する D 社会保険事務所以外の社会保険事務所でも脱退手当金裁定請求書を提出することが可能であったことを踏まえると、申立人による脱退手当金の裁定請求の可能性を否定できない。

また、申立期間の脱退手当金は、社会保険庁が管理する厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に回答したことが記録されており、さらに同台帳の保険給付記録欄に脱退手当金を支給決定したことを示す記載があるほか、支給決定額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、加入事実が無い旨の回答をもらった。申立期間は勤務地及び職種に変更は無く継続して勤務していたので、A株式会社あるいは同社の関連会社であるB販売株式会社のいずれかで厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚が「申立人は、B販売株式会社設立のための要員として昭和49年5月ごろにA株式会社に入社した。」と供述していること、雇用保険の記録では申立人は50年1月31日までA株式会社で加入したこととなっていること、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が同年2月1日付けでA株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年2月8日付けで健康保険証が返納されたことが記録されていること及び申立期間当時の同僚が「申立人は申立期間当時、B販売株式会社で勤務していた。」と供述していることから、申立人が、同年1月31日までの期間はA株式会社で勤務し、申立期間はB販売株式会社で勤務していたと推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するB販売株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和50年4月1日付けで当該事業所における被保険者資格を取得したこととなっている申立人を含む5人全員について、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、これら5人のうち申立人と同様にA株式会社からB販売株式会社に出向した旨供述している3人につ

いては、申立人と同様に同年2月1日付けでA株式会社における被保険者資格を喪失し、同年2月8日付けで健康保険証が返納されたことが記録されていること、申立期間当時のB販売株式会社での上司が「申立期間の厚生年金保険被保険者期間の欠落については、B販売株式会社の新規適用事業所の届出に係る手続が遅れたからだと思われ、当該期間の社会保険料については給与から控除されていなかったと思う。」旨の供述をしていること、申立期間当時において社会保険事務所は新規適用事業所の届出を受理するに当たり、数か月程度の事業所の稼働実績を確認した上で受理していたと考えられることから、B販売株式会社の適用年月日が同年4月1日となっていること及びB販売株式会社が新規適用事業所となった時点の被保険者である申立人を含む5人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得時期が同年4月1日となっていることに不自然さは無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 217 (事案 129 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から同年 12 月 26 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間について脱退手当金を受給していない旨の申立てをしたところ、「申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との通知を受けた。

脱退手当金の支給の有無については、社会保険事務所から「当時の預金通帳があれば分かる。」と言われ、当該預金通帳について、金融機関から「取引履歴の記録無し。」の回答をもらっていたのに、「脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との通知は、納得がいかないので再調査をお願いする。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、代理請求の可能性を否定できないほか、申立てに係る事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、脱退手当金の支給を意味する「脱A」の表示が記されていること、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえないことから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として、改めて申立期間当時の預金通帳（取引履歴に脱退手当金が振り込まれた記録の無いもの）を提出したが、申立期間当時、脱退手当金を金融機関で受領する場合は、指定された金融機関において、現金で受領することになっており、個人の口座に振り込まれるものではなかったことから、当該預金通帳の取引履歴に脱退手当金が振り込まれた記録の無いことが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事

情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。